

**守りましょう！自転車の基本的な通行ルール**

# 自転車

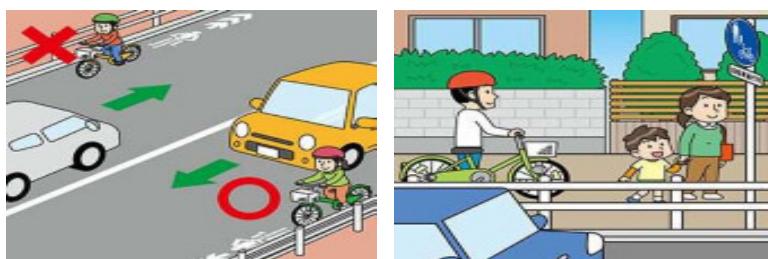
## 安全利用五則

手軽で便利な自転車  
安全に正しく  
乗りましょう！

### ①車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

普通自転車が歩道を通行することができる場合※  
でも、歩道の中央から車道寄りを徐行しなければ  
なりません。

※13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者等が通行する  
場合のほか、道路標識等により通行できる場合



### ②交差点では信号と一時停止を 守って、安全確認

信号機のある場所では、信号表示に従いましょう。また、一時停止場所では必ず止まり、周囲の安全確認をしましょう。



### ③夜間はライトを点灯

ライトには、道路を照らす役割と、飲酒運転は大切な人の未来を自分の存在を周りに知らせる役割があります。自転車の側面にも反射材（リフレクター）をつけましょう。

### ④飲酒運転は禁止

飲酒運転は大切な人の未来を奪う「重大な犯罪」です。  
お酒を飲んだら絶対に乗ってはいけません。

### ⑤ヘルメットを着用

改正道路交通法により年齢を問わず努力義務となりました。（令和5年4月1日施行）  
自分の命を守るため、大人も子どももヘルメットをかぶりましょう。



川崎市（市民文化局地域安全推進課）・川崎市交通安全対策協議会  
Tel:044-200-2266

それ、  
違反です。



やっていませんか？  
ながら運転

スマホを使用しながら自転車を運転することなどの  
**「ながら運転」**は道路交通法違反に該当し、**禁止**されています。  
違反すると、「5万円以下の罰金」に科せられことがあります。

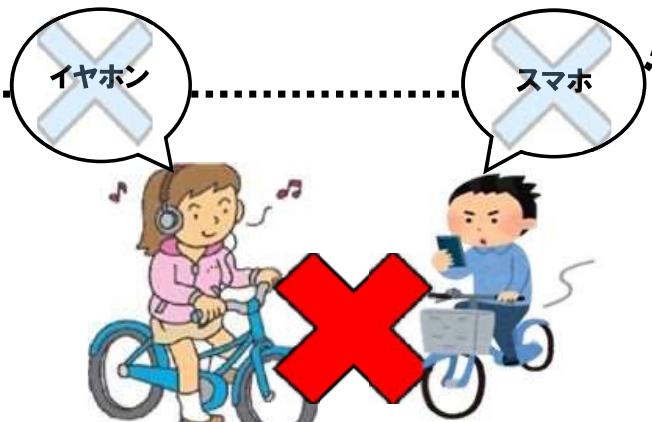
過去には、

**歩行者が死亡する大きな事故**も起きています。

相手に怪我を負わせた場合は、**重過失傷害罪**などに問われたり、  
被害者から損害賠償を求められたりすることもあります。自転車でも、  
事故を起こせば、たとえ未成年者であっても、**「加害責任」**を  
逃れることはできません。

#### 高額賠償事例 約5,000万円 (H17 横浜地裁判決)

夜、ライトをつけずに携帯電話を使用しながら自転車に乗っていた高校生が歩行中の女性に衝突。女性は歩行困難となる後遺障害を負い、職を失いました。裁判所はこの加害者に損害賠償として約5,000万円の支払いが命じました。



## 見えているようで見えていない！

自転車運転中の「ながらスマホ」は、**自分自身が思っている以上に危険な行為**です。  
スマホや携帯電話を使うときは、自転車から降りて立ち止まり、通行の妨げにならない安全な場所で操作しましょう。

## ルール違反は危険です！やめましょう！自転車の危険行為 15

- ・信号無視
- ・通行禁止違反
- ・歩行者用道路での歩行者妨害
- ・通行区分違反
- ・路側帯での歩行者妨害
- ・遮断機が下りた踏切への立入り
- ・交差点での優先道路通行車の妨害等
- ・右折時の直進車等優先車妨害
- ・環状交差点安全通行義務違反等
- ・一時停止違反
- ・歩道での歩行者妨害等
- ・ブレーキ不備の自転車運転
- ・酒酔い運転
- ・安全運転義務違反
- ・妨害運転

※危険行為により3年以内に2回以上摘発されると、「自転車安全運転者講習」の受講が命じられます。